

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900153号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900040号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月8日は103万7,000円、平成19年7月10日は69万8,000円、平成19年12月11日は104万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月8日は103万7,000円から106万2,000円、平成19年7月10日は69万8,000円から71万5,000円、平成19年12月11日は104万7,000円から107万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額(厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月11日

請求期間にA社より賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。当該期間を年金額に反映される記録及び年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社から提出された請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同僚の賞与明細書（以下、併せて「預金通帳等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は106万2,000円、請求期間②は71万5,000円、請求期間③は107万2,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は106万2,660円、請求期間②は71万5,302円、請求期間③は107万2,953円）の支払を受けていたことが確認でき、請求期間①は103万7,000円、請求期間②は69万8,000円、請求期間③は104万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は7万5,869円、請求期間②は5万1,080円、請求期間③は7万8,481円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は103万7,000円、請求期間②は69万8,000円、請求期間③は104万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者は、年金額に反映されなくても事実即した記録への訂正を求めているところ、上述のとおり、請求者は、A社から請求期間①は106万2,000円、請求期間②は71万5,000円、請求期間③は107万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、平成18年12月8日は106万2,000円、平成19年7月10日は71万5,000円、平成19年12月11日は107万2,000円に訂正することが必要である。

なお、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900154号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900041号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月8日は121万1,000円、平成19年7月10日は79万6,000円、平成19年12月11日は119万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月

請求期間にA社より賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。当該期間を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳、金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果(流動性預金)、A社から提出された請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに複数の同僚の賞与明細書(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①は124万1,000円、請求期間②は81万5,000円、請求期間③は122万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は124万1,334円、請求期間②は81万5,672円、請求期間③は122万3,508円)の支払を受け、請求期間①は121万1,000円、請求期間②は79万6,000円、請求期間③は119万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は8万8,657円、請求期間

②は5万8,224円、請求期間③は8万9,536円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は121万1,000円、請求期間②は79万6,000円、請求期間③は119万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、預金通帳及び取引履歴調査結果(流動性預金)の入金日から、請求期間①は平成18年12月8日、請求期間②は平成19年7月10日、請求期間③は平成19年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900180号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900042号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月8日は124万3,000円、平成19年7月10日は71万8,000円、平成19年12月11日は107万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月8日は124万3,000円から127万3,000円、平成19年7月10日は71万8,000円から73万5,000円、平成19年12月11日は107万7,000円から110万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額(厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月

請求期間にA社より賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。当該期間を保険給付に反映される記録及び年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書並びにA社から提出された請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から、請求期間①は127万3,000円、請求期間②は73万5,000円、請求期間③は110万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は127万3,488円、請求期間②は73万5,438円、請求期間③は110万3,157円)の支払を受け、請求期間①は124万3,000円、請求期間②は71万8,000円、請求期間③は107万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は9万943円、請求期間②は5万2,508円、請求期間③は8万751円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は124万3,000円、請求期間②は71万8,000円、請求期間③は107万7,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、事業主の回答及び同僚の預金通帳で確認できる賞与の入金日から、請求期間①は平成18年12月8日、請求期間②は平成19年7月10日、請求期間③は平成19年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者は、年金額に反映されなくても事実即した記録への訂正を求めているところ、上述のとおり、請求者は、A社から請求期間①は127万3,000円、請求期間②は73万5,000円、請求期間③は110万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、平成18年12月8日は127万3,000円、平成19年7月10日は73万5,000円、平成19年12月11日は110万3,000円に訂正することが必要である。

なお、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の訂正後の標準賞与額(厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900087号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900043号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月13日は51万1,000円、平成19年7月10日は34万7,000円、平成19年12月11日は52万1,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月

請求期間について、A社より賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る届出が遅れたため年金額に反映しない記録になっている。当該期間の記録を年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る平成19年12月支給分の賞与明細書、平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、複数の同僚の賞与明細書並びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果(流動性預金)(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①は52万3,000円、請求期間②は35万5,000円、請求期間③は53万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は51万1,000円、請求期間②は34万7,000円、請求期間③は52万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3万7,363円、請求期間②は2万

5,361円、請求期間③は3万9,021円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は51万1,000円、請求期間②は34万7,000円、請求期間③は52万1,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の取引履歴調査結果(流動性預金)の入金日により、請求期間①は平成18年12月13日、請求期間②は平成19年7月10日、請求期間③は平成19年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900088号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900044号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月10日の標準賞与額を56万9,000円、平成19年12月11日の標準賞与額を85万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月

請求期間について、A社より賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る届出が遅れたため年金額に反映しない記録になっている。当該期間の記録を年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び複数の同僚の賞与明細書並びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果(流動性預金)(以下、併せて「源泉徴収簿等」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①は58万3,000円、請求期間②は87万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は56万9,000円、請求期間②は85万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は4万1,650円、請求期間②は6万4,059円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は56万9,000円、請求期間②は85万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の取引履歴調査結果（流動性預金）の入金日により、請求期間①は平成19年7月10日、請求期間②は平成19年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900089号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900045号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月13日は61万5,000円、平成19年7月10日は41万9,000円、平成19年12月11日は62万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月

請求期間について、A社より賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る届出が遅れたため年金額に反映しない記録になっている。当該期間の記録を年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与明細書、平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果(流動性預金)(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①は63万円、請求期間②は42万9,000円、請求期間③は64万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は61万5,000円、請求期間②は41万9,000円、請求期間③は62万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は4万5,007円、請求期間②は3万648円、請求期間③は4万7,074円)を事業主

により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は61万5,000円、請求期間②は41万9,000円、請求期間③は62万8,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の取引履歴調査結果（流動性預金）の入金日により、請求期間①は平成18年12月13日、請求期間②は平成19年7月10日、請求期間③は平成19年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900094号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900046号

第1 結論

請求者のA社における平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成21年9月から同年11月までは10万4,000円から11万円、平成21年12月から平成22年8月までは10万4,000円から22万円とする。

平成21年9月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成21年12月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成21年12月から平成22年8月までは22万円から24万円とする。

平成21年12月から平成22年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年9月1日から平成22年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を保険給付に反映される記録及び事実に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、10万4,000円と記録されているところ、A社から提出された請求者の請求期間に係る

賃金台帳及び金融機関から提出された取引履歴調査結果（流動性預金）並びに日本年金機構の回答（以下併せて「賃金台帳等」という。）により、標準報酬月額の変更の基礎となる平成 21 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成 21 年 9 月から同年 11 月までは 11 万円）及び平成 21 年 9 月から同年 11 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までは 24 万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（22 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 21 年 9 月から同年 11 月までは 11 万円、平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実上即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、請求期間のうち、平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までの期間について、賃金台帳等により、標準報酬月額の変更の基礎となる平成 21 年 9 月から同年 11 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録を超えており、24 万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までの標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

ただし、平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。